

2013年4月1日
認定司書事業委員会

認定司書事業委員会では、2010年度より、司書のキャリア形成や社会的認知の向上をめざす「認定司書」制度の事業を開始しました。これまでに、通算で、全国各地から申請のあった71名の方が認定されています。

この事業は、審査を実施する認定司書審査会と、同審査会より事務を委嘱された認定司書事業委員会によって運営されています。このたび委員の任期満了に伴い広く会員の皆さまから、以下の要領で、認定司書事業委員を公募することといたしましたので、ご案内申し上げます。

1. 募集人員

1～2名

2. 委員の任期

委嘱日より2015年3月31日まで

3. 応募資格と主な業務内容

(ア) 日本図書館協会の個人会員であること。

(イ) 認定司書制度や司書の社会的認知の向上に関心を持ち、認定司書制度の普及と発展に貢献できること。すでに認定司書に認定された方でも構いませんが、まだ認定されておらず、委員在任中に認定申請をなさろうとする方は、ご遠慮ください。

(ウ) 原則月1回日本図書館協会会館で開催される委員会に出席できること。ただし、委員会ウェブサイト管理、更新等、委員会に出席することなく、委員会事務のみを担当する委員を認めることがあります。

(エ) メールングリストによる電子メールの受発信を含む通信環境とコンピュータ操作のスキルをもつこと。

(オ) 年2回日本図書館協会会館で開催される認定司書審査会に陪席できること。

(カ) 例年5月総会に合わせて開催される認定証交付式をはじめ、関連の事務作業や文書類作成、企画運営等についても、可能な限り協力できること。

4. 応募方法

電子メールにてご所属、氏名、会員番号、ご連絡先（電話番号等）、志望の理由（200字以内）を認定司書事業委員会（[nintei★jla.or.jp](mailto:nintei@jla.or.jp)）までお知らせください。（★を@に置き換えてください）

5. 応募締切

2013年4月15日(月)。なお、4月30日(火)までに採否をメールでお知らせします。

6. その他

(ア) 手当や謝金、交通費等は支給されませんので、ご注意ください。

(イ) 日本図書館協会認定司書審査規程第17条(委員の守秘義務)に基づき、守秘義務が課されます。

(ウ) 他の個人、団体、機関等に直接的な利益をもたらす、日本図書館協会の利益に相反するような意図をもって委員に就任したり、それに類する活動を行ったりすることは、認められません。

◎日本図書館協会認定司書制度については、図書館雑誌やホームページ(<http://www.jla.or.jp/nintei/>)をご覧ください。